

番号	2
項目	中学校の心臓２次検診が土曜日に実施され、<u>当該養護教諭が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。</u>
(回答) (下線部のみ回答) 休日の勤務につきましては、職員の健康保持の観点から、原則として同一週内の振替を基本としつつ、これにより難い場合は、４週間前から８週間後までの期間において、振替を可能としております。 また、教育職給料表の適用を受ける教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、４週間前から１６週間後までの期間において振替を可能としております。 休日の勤務については、教職員の負担を軽減する観点から、あらかじめ振替先を指定するなど振替日を確保し、適切な制度の運用を行うよう、引き続き学校園への周知に努めてまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5
項目	<u>就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について、養護教諭の大きな負担となっている。これらについて、抜本的に解決をはかること。</u>
(回答) (下線部のみ回答) 就学時健康診断については、業務が養護教諭のみの負担とならないよう、教職員全体の共通理解のもと、協力して実施していただけるよう各学校長をお願いをしております。 各小学校で実施していただくことは、就学予定の子ども達だけではなく、保護者の方々にとっても、入学後の学校生活を安心して過ごすために、不安な事柄を学校に相談し、学校との保護者が情報を共有できる、良い機会であると考えます。 また、各小学校単位で実施することは、子ども達一人一人に向き合い、個別の対応ができるものとなり、かつ、入学予定の子どもたちの既往疾患など、早期に察知することで、疾患に対して、校内の施設整備や、教職員の対応の確認など、事前準備も早期に取り掛かる事が可能となると考えます。 就学時健康診断にかかる予算については、検診器具滅菌の業者委託等、健診実施に支障をきたすことがないように、例年、必要数を見込んで予算要求しております。 引き続き、各学校長へ、実施体制を整えていただけるよう働きかけを行い、健康診断が円滑に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 学校保健体育グループ

番号	8
項目	養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。特に短時間勤務の職域について検討するとともに、フルタイムの勤務についても職責に応じた制度となるよう必要な措置を講ずること。
(回答) 養護教諭が再任用を希望する場合、定年退職日の翌日から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務の養護教諭に再任用しております。 短時間勤務の再任用につきましては、学校園のニーズを把握し、引き続き研究してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当